

第三次いわき市こどもみらいプランの施策体系について

【概要】

次期計画の施策体系について、現行計画の施策体系を基本としつつ、以下のポイントを考慮した見直し案を示すもの。
なお、本日の分科会でいただいた意見を踏まえ、今後、事務局で計画の骨子案を作成してまいりたい。

【施策体系見直しのポイント】

＜ポイント1：基本目標の変更＞

- 現行計画：「子育てを地域全体で支えるために」
⇒全基本目標の土台となる共通事項のため、独立した基本目標とはせず、各基本目標に組込む形で統合する。
- 次期計画：「子ども・若者が権利の主体として生きていくことができる社会のために」
⇒現行計画の総括やこども大綱を勘案し、新たに子ども・若者の権利に重点を置いた基本目標を設定する。また、本目標を基本目標Ⅰとし、他目標をそれに応じて繰り下げる。

A B C

＜ポイント2：「若者」まで対象に広げた施策体系の追加・拡充＞

こども大綱に合わせて、本市の次期計画にも「若者」を対象を含む記載内容とし、施策体系の追加・拡充をする。

Dなど

＜ポイント3：その他こども大綱を勘案した追加・拡充＞

「現行計画への記載が少なく、こども大綱に記載がある事項」をこども大綱から抽出し、次期計画案に反映させる。

※こども大綱は、こども施策を総合的に推進することを目的に令和5年12月に閣議決定されたものであり、近年の新たな課題等も含めて網羅的に記載されている。

Eなど 其他赤字のナンバー参照

【現行計画】第二次いわき市こどもみらいプラン(R2～R6年度)				
基本目標	基本施策	小項目		
Ⅰ	安心して子どもを産み育てるために	1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備	(1) 相談体制・情報提供の充実	継続
			(2) 妊娠・出産・産後への支援	継続
			(3) 安心して子育てできる生活環境の整備	継続
		2 就労と子育ての両立支援	(1) 多様な教育・保育環境の整備	継続
			(2) 子育てしやすい雇用環境の整備	継続
			(3) 子どもの人権尊重・健全育成	移動→Ⅳ.1.(1)と(3)
Ⅱ	子どもが健やかに育まれるために	1 健やかな心が育まれるための支援	(1) 生活習慣の基礎づくり	継続
			(2) 疾病予防の充実	継続
			(3) 小児医療の充実	継続
		3 切れ目のない療育支援	(1) 障がいの早期発見・相談・支援	継続
			(1) 家庭教育・学校教育の充実	継続
		-	-	-
Ⅲ	支援を必要とする子どもとその家庭のために	1 児童虐待防止対策の推進	(1) 児童虐待防止対策の推進	継続
		2 子どもの貧困対策の推進	(1) 子どもの貧困対策の推進	継続
		3 ひとり親家庭等への支援	(1) ひとり親家庭への支援	継続
(2) 障がいのある子どもとその家庭への支援	統合→Ⅲ-2-(1)			
Ⅳ	子育てを地域全体で支えるために	1 共創による子育て支援	(1) 子育てに関わる地域活動や相互支援の推進	他の基本目標に統合
		2 子育て支援に関わる人材の育成	(1) 子育て支援に関わる人材の育成	他の基本目標に統合

【次期計画案】第三次いわき市こどもみらいプラン(R7～11年度)					
基本目標	基本施策	小項目	主な関連キーワード (番号は次ページのこども大綱参照)		
Ⅰ	子ども・若者が権利の主体として生きられるために	1 子ども・若者の人権が尊重される社会の推進	★(1) 子ども・若者の人権の尊重	A	①子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
			(2) 子ども・若者の社会参画・意見反映の推進	B	⑱子ども・若者の社会参画・意見反映
			(3) 安全・安心して過ごせる居場所づくり	C	⑤居場所づくり(放課後児童クラブなど)
Ⅱ	安心して子どもを産み育てるために	1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備	(1) 相談体制・情報提供の充実		子育て情報の発信
			(2) 妊娠・出産・産後への支援		妊産婦健康診査、乳幼児健康診査不妊治療、
			(3) 安心して子育てできる生活環境の整備		保育所、児童館等の整備(ハード面)
		2 就労と子育ての両立支援	(1) 多様な教育・保育環境の整備		延長保育、一時預かり、休日保育放課後児童クラブ(ソフト面)
			(2) 子育てしやすい雇用環境の整備		育休の普及、イクボスワーク・ライフ・バランス
			(1) 子どもの人権尊重・健全育成	-	-
Ⅲ	子ども・若者が健康で自分らしく成長するために	1 子ども・若者が健康に育つための支援	(1) 生活習慣の基礎づくり		食育、離乳食教室
			(2) 疾病予防の充実		予防接種、健康相談
			(3) 小児医療の充実		子ども医療費助成事業 ⑥こころのケア
		2 切れ目のない療育支援	(1) 障がいの早期発見・相談・支援		乳幼児発達医療相談、おやこ教室
			(1) 家庭教育・学校教育の充実		ICT教育、⑦成年年齢前に必要な教育 ⑧校則、⑨体罰
		4 若者の生活基盤の安定化	(1) 安定した社会生活の支援	D	⑩⑪高校中退の予防と支援、 ⑫高等教育の充実 ⑬就労、⑭雇用、⑮⑯結婚と新生活
Ⅳ	支援を必要とする子ども・若者とその家庭のために	1 困難に直面する子ども・若者への支援	(1) 児童虐待等防止対策の推進		児童虐待、②ヤングケアラー こども家庭センター、 要保護児童対策地域協議会
			(2) 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援	E	③自殺、④犯罪、 いじめ、ひきこもり、不登校 ⑰若者やその家族に対する相談体制
		2 子ども・若者の貧困対策の推進	(1) 子どもの貧困対策の推進		学習環境整備事業 就学援助金
		3 ひとり親家庭等への支援	(1) ひとり親家庭への支援		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

青文字：移動・統合・追加・変更

こども大綱 (R5年12月閣議決定)										
【こども施策に関する重要事項】				【こども施策を推進するために必要な事項】						
大区分	小区分			大区分	小区分					
1	ライフステージを通じた重要事項	(1)	- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	4	こども・若者の社会参画・意見反映	(1)	- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進			
		(2)	- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			(2)	- 地方公共団体等における取組促進			
		(3)	- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供			(3)	- 社会参画や意見表明の機会の充実			
		(4)	- こどもの貧困対策			(4)	- 多様な声を施策に反映させる工夫			
		(5)	- 障害児支援・医療的ケア児等への支援			(5)	- 社会参画・意見反映を支える人材の育成			
		(6)	- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び②ヤングケアラーへの支援			(6)	- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備			
		(7)	- ③こども・若者の自殺対策、④犯罪などからこども・若者を守る取組			(7)	- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究			
2	ライフステージ別の重要事項	(1)	★1	こどもの誕生前から幼児期まで 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	5	こども施策の共通の基盤となる取組	(1)	- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM		
			★2	こどもの誕生前から幼児期まで こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実			(2)	- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援		
		(2)	★1	学童期・思春期 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等			(3)	- 地域における包括的な支援体制の構築・強化		
			★2	学童期・思春期 ⑤居場所づくり			(4)	- 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信		
			★3	学童期・思春期 小児医療体制、⑥心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実			(5)	- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革		
			★4	学童期・思春期 ⑦成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育			6	※2 施策の推進体制等	(1)	- 国における推進体制
			★5	学童期・思春期 いじめ防止					(2)	- 数値目標と指標の設定
			★6	学童期・思春期 不登校のこどもへの支援					(3)	- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
			★7	学童期・思春期 ⑧校則の見直し					(4)	- 国際的な連携・協力
			★8	学童期・思春期 ⑨体罰や不適切な指導の防止					(5)	- 安定的な財源の確保
		★9	学童期・思春期 ⑩高校中退の予防、⑪高校中退後の支援	(6)					- こども基本法附則第2条に基づく検討	
		(3)	★1	青年期 高等教育の修学支援、⑫高等教育の充実			①～⑱ 現行計画への記載が少なく、こども大綱に記載がある事項。 次期計画に反映を検討。 ※1～2 特定の施策ではなく、計画策定全体に勘案するもの。			
			★2	青年期 ⑬就労支援、⑭雇用と経済的基盤の安定のための取組						
			★3	青年期 ⑮結婚を希望する方への支援、⑯結婚に伴う新生活への支援						
★4	青年期 ⑰悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実									
3	子育て当事者への支援に関する重要事項	(1)	- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減							
		(2)	- 地域子育て支援、家庭教育支援							
		(3)	- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大							
		(4)	- ひとり親家庭への支援							